

財産形成積立定期預金規定

宇和島信用金庫

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定の財産形成積立定期預金（以下「この預金」といいます）の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (預入の方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とし、満期日の1か月前までとします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに取引の証として財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫の店頭に掲示する利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫当金庫の店頭に掲示する利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、その預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合な

ど、満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……上記（1）の適用利率×50%
- ③ 1年以上3年未満……………上記（1）の適用利率×70%
- （4）この預金の付利単位は1円とします。

4.（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店に提出してください。なおお支払い元利息をあらかじめご指定の本人名義の預金口座へ振替または書替継続するときは、この契約の証の提出を省略することとします。
- （2）前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

財形年金預金規定

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (預入れの方法等)

- (1) 財形年金預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに取引の証として財産形成年金預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前記1. の2による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金

利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

- ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを、「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前記①により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金（継続口）は、満期日に前記（1）に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記（1）に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満……………当金庫当金庫の店頭に掲示する

「2年未満」の利率

B. 2年以上……………当金庫当金庫の店頭に掲示する

「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合
預入金額ごとにその約定日数および預入日における当金庫当金庫の店頭に掲示する利率によって計算します。

③ 前記①、②の利率は、毎週第一営業日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………前記（1）②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とします。

5. （預金の解約）

(1) やむをえない事由により、この預金を前記3. による支払方法によらず解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(2) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

6. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記2. および前記3. にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記5. と同様の手続きをとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金はその継続を停止します。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加の係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

9. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

財形住宅預金規定

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れられるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、取りまとめ継続方法)

- (1) 前記1. の2による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外に満期日を指定することはできません。

3. (預金の支払い方法等)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築（以下「住宅取得等」といいます。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) 前記（1）による払出しをする場合には、住宅取得等をした日から1年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、「契約の証」とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出して下さい。
- (3) この預金の一部を住宅取得等のための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。

- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印し、「契約の証」および、法令の定める書類とともに当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得等の日から1年以内に残高の払出しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

- ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満……………当金庫の店頭に掲示する

「2年未満」の利率

B. 2年以上……………当金庫の店頭に掲示する

「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

- ② 前記①の利率は、毎週第一営業日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) やむをえない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- ① 前記3. によらない払出しがあった場合
- ② 前記3. による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 前記3. による一部払出後2年以内に住宅取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

7. (差引計算等)

- (1) 前記6. ②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ① 前記6. ②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額の満たないときは、ただちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記1. の2(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入れが2年以上されなかった場合。

③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときには、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

11. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日 現在)